

生物多様性地域連携保全活動の促進に関する検討会 設置要綱

平成 29 年 10 月 31 日
関係省申し合わせ

1. 目的

環境省、農林水産省及び国土交通省（以下「関係省」という。）は、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（以下「生物多様性地域連携促進法」という。）に関する以下の議題について検討するため、生物多様性地域連携保全活動の促進に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。設置期限は平成 30 年 2 月 28 日までとし、それまでに議論についてとりまとめを行う。

- （1）生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動に関する現状と課題について
- （2）生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動に関する今後の方策について
- （3）その他

2. 構成

検討会の構成メンバーは、生物多様性の地域連携保全活動に関する専門的知識を有する者（以下「有識者」とする。）関係自治体及び関係省とし、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じ、議題に適した有識者を出席させることができる。

3. 運営

- （1）検討会には有識者の中から座長を置き、その互選をもって充てる。
- （2）座長は、検討会の議事運営にあたる。
- （3）座長に事故があった時には、座長があらかじめ指名する有識者がその職務を代行する。
- （4）議事は原則公開とする。
- （5）検討会の事務局は、関係省の協力を得て、環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室において処理するものとする。

4. その他

上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものは別に定める。

別紙

生物多様性地域連携保全活動の促進に関する検討会 構成メンバー

(50音順：敬称略)

No.	氏名	所属
有識者		
1	池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科・教授
2	石原 博	経団連自然保護協議会・企画部会長
3	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学環境情報学部・教授
4	下村 彰男	東京大学大学院農学生命科学研究科・教授
5	高川 晋一	公益財団法人日本自然保護協会自然保護部・副部長
6	竹田 純一	東京農業大学・学術研究員、里地ネットワーク・事務局長
7	土屋 俊幸	東京農工大学大学院農学研究院・教授
関係自治体		
8	中村 貢	秦野市環境産業部森林づくり課・課長
9	村上 裕	愛媛県県立衛生環境研究所生物多様性センター・主任研究員
関係省		
10	中川 一郎	農林水産省大臣官房政策課環境政策室・室長
11	東 佑亮	国土交通省総合政策局環境政策課・課長補佐
12	長田 啓	環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室・室長

事務局：環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室

< 参考 >

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号） - 抄 -

附 則

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、土地の所有者が判明しないことその他の事情により地域における生物の多様性の保全のための活動について土地の所有者の協力が得られないことが当該活動に支障を及ぼす場合があることにかんがみ、土地の所有者の協力が得られない場合における地域における生物の多様性を保全するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。